平成２５年（フ）第１９４５号
愛知県半田市青山７丁目12番地の23
債務者　廣澤　吉宣
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０８５号
名古屋市守山区小幡５丁目10番16号　第二野村ビル507号
債務者　黒河内淳志
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１３９号
名古屋市緑区浦里４丁目63番地　県営鳴海住宅２街区12棟404号
債務者　竹内すゞ子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１９７号
名古屋市北区会所町82番地の３　楠団地第１号棟510号
債務者　北村　勝子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８号
長崎県対馬市峰町三根１番地45
債務者　江口　勇輝
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第４６５号
大分市大字古国府918番地の１　サンハイツ古国府202
債務者　河野　美樹
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７５号
富山市中市18番地　市営住宅２棟505号
債務者　大坪　祐二
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７９号
富山市大泉町１丁目１番32―203号　リブワーク大泉、前住所富山市大島２丁目365番地22
債務者　河上　昭夫
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１８号
広島県福山市草戸町１丁目４番３号
債務者　渡子　竜太
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１９号
広島県福山市草戸町１丁目４番３号
債務者　渡子　陽子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２３０号
広島県福山市御幸町大字中津原1949番地１　エスポワール107
債務者　長野　眞弓（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２３５号
広島県福山市神村町793番地１
債務者　河口美佐子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２３６号
広島県福山市南蔵王町５丁目13番37―104号　レオパレスＨｉ
債務者　野上　　舞
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２９号
岩手県宮古市茂市第３地割81番地、旧住所宮城県仙台市太白区中田町字二軒橋25番地の２ル・セザンヌ405
債務者　東舘　敏章
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第１８６号
新潟県長岡市泉１丁目５番12号
債務者　佐々木知子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
新潟県長岡市稲葉町11番地　稲葉団地市営住宅１―４号室
債務者　五十嵐順一
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２１２９号
愛知県大府市共和町３丁目８番地の10　ハイツカコ103号
債務者　井上　三智
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部